

1. 件名「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所の使用変更許可申請書(プルトニウム燃料第二開発室の廃液処理設備の解体撤去)に係る面談」
2. 日時：平成29年9月14日(木) 13時25分～15時25分
3. 場所：原子力規制庁10階打合せスペース
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 研究炉等審査部門  
太田安全審査官、根塚安全審査官  
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
プルトニウム燃料技術開発センター  
環境技術課 マネージャー 他4名

## 5. 要旨

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)核燃料サイクル工学研究所(以下「核サ研」という。)の核燃料物質使用変更許可申請書(第三ウラン貯蔵庫新設等)(平成28年12月26日付けで申請)のうち、プルトニウム燃料第二開発室(以下「Pu-2」という。)の一部グローブボックス(廃液処理設備を内蔵)の解体・撤去に関する面談を行った。

(1) 原子力機構から、Pu-2の廃液処理設備及びこれを包蔵するグローブボックスの解体・撤去について、使用変更許可申請書の本文に記載した経緯及び変更内容の記載について、以下の説明があった。

- ✓ 平成26年6月27日の面談において、原子力規制庁から、事業所の廃止ではないため、廃止措置計画認可申請ではなく、使用変更許可による手続きになるが、変更後に廃止施設・設備が無くなることだけを記載するのは不十分であり、解体・撤去において考慮すべき点(汚染防止対策等)を使用の方法として記載していることが必要となる旨の指摘を踏まえたものである。
- ✓ 放射線管理は、本申請書別添3の添付書類1中の24.「監視設備」のとおりであり、解体・撤去工事による廃棄物のモニタリング、排気のモニタリング、放射能異常警報システム、作業環境のモニタリング、線量の管理、環境管理に係る記載に変更はなく、保安規定及び下部規定に定めた方法で実施する。
- ✓ 放射性廃棄物管理は、本申請書別添3の添付書類1中の22.「廃棄施設」のとおりであり、解体・撤去工事に係る変更はない。
- ✓ 解体・撤去工事に係る放射線業務従事者の線量評価については、計算条件に不確定な要素が多く、計画段階では実施しておらず、現場の測定結果を用いて推量している。現場では、放射線業務従事者の個人線量管理を行い、

原因調査レベル（3.7mSv／3ヶ月）に達するような被ばくがあれば、原因を究明し、被ばく低減対策等を検討し、核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定める告示の線量限度以下になるように管理する。また、特殊放射線作業計画（3ヶ月単位）を作成し、放射線作業の方法、放射線モニタリング、放射線防護等について記載する。

（2）原子力規制庁から、上記の説明に対して以下のとおり伝えた。

- ✓ 原子力機構の使用変更許可申請書のP u - 2 廃液処理設備の解体・撤去工事の安全性については、原子炉等規制法第53条の許可の基準には該当しないものの、その妥当性を確認することとした。

## 6. その他

配布資料

- ・なし。